

大分市清掃事業審議会条例

平成11年3月24日

条例第7号

改正 平成18年6月27日条例第25号

(設置)

第1条 一般廃棄物の適正な処理及び清掃事業の円滑な運営並びに快適で美しいまちづくりに関する施策の推進を図るため、大分市清掃事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平18条例25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 清掃事業に関する重要な事項
- (2) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年大分市条例第25号)第10条第1項に規定するポイ捨て防止等強化区域の指定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平18条例25・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 審議会の専門的事項を調査審議するため必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌握し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。